

社会福祉法人 たけのこ会 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人たけのこ会（以下『たけのこ会』という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下『本事業』という。）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 本事業の運営にあたっては、関係自治体、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (一) 名称 社会福祉法人たけのこ会 居宅介護支援事業所 元気村
- (二) 所在地 長崎県五島市奥浦町1321番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援事業所元気村（以下『事業所』という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (一) 管理者 1名 たけのこ会元気村の業務に従事する常勤職員
(管理者の職務)
管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (二) 介護支援専門員 1名（管理者と兼務）
(介護支援専門員の職務)
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。
- (三) その他の事務職員 1名（事務長）
(事務職員の職務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (一) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (二) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 利用者の相談を受ける場所は、事業所内の相談室又は利用者宅等とする。

2 サービス担当者会議の開催場所は、原則として事業所内の会議室とする。

3 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

(一) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定められた計画(居宅サービス計画)を作成する。

(二) 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

(三) 介護支援専門員の居宅訪問は、最低1か月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(四) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行う。

4 課題分析の手順については、次のとおりとする。

(一) 介護支援専門員は、居宅を訪問し、本人及び家族より基本情報シート並びに課題別シートを使用して状況調査を行う。多角的な情報を収集するため、関係者(医師、看護師等)からの収集も行う。

(二) 現況調査を基に、ニーズ評価と課題領域を選定する。

(三) 課題を本人、家族に対し十分に説明し、同意を得、明確化する。

(四) 介護支援専門員は、本人及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(利用料及びその他の費用)

第7条 利用料は、通常無料とする。

2 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、五島市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(医療と介護の連携強化)

第10条 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供にあたり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼しなければならない。

2 平時からの医療機関との連携促進は、次のとおりとする。

(一) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとし、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付しなければならない。

(二) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等については、ケアマネージャーから主治医等に必要な情報伝達を行わなければならない。

(公正中立なケアマネジメントの確保)

第11条 利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であること等を説明しなければならない。

(障害福祉制度の相談支援専門員との連携)

第12条 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があることを明確にしなければならない。

(集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所の扱い)

第13条 利用者等の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置づけてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

また、たけのこ会は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることはありません。

4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する事項は、たけのこ会が別に定める。

(附 則)

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. 規程の一部改正 平成30年3月1日
3. 規程の一部改正 平成30年4月1日